

# 令和6年度文京区家計支援臨時給付金 （追加給付3万円／1世帯）のご案内

物価高騰による家計の負担増加を踏まえ、令和6年度住民税（定額減税前）が非課税または均等割のみ課税の世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付します。さらに上記世帯のうち、世帯員である18歳以下の児童1人当たり2万円を加算給付します。

## 支給額

1世帯当たり3万円（18歳以下の児童1人当たり2万円加算）

## 支給対象世帯

基準日（令和6年12月13日）時点で文京区に住民登録があり、世帯員全員の令和6年度住民税（定額減税前）が「非課税」または「均等割のみ課税」の世帯

対象世帯には「**支給通知書**」または「**確認書**」が届きます。

### 支給通知書が届いた世帯

手続き不要で令和7年3月18日（火）頃に振り込みます。

支給通知書の内容に誤りが無いか、ご確認ください。振込先を変更する場合、又は受給を辞退する場合は令和7年3月3日（月）までにお手続きください。

### 確認書が届いた世帯

受給には手続きが必要です。

必要事項を全てご記入の上、必要書類を添付し同封の返信用封筒で返送してください。  
※確認書に記載のQRコードから電子申請することも可能です。  
※申請期限内にご申請ください。

ただし、次の(1)~(4)に該当する世帯は対象外です。

- (1)既に他自治体で同主旨の給付金を受け取った者を含む
- (2)令和6年度住民税が課されている者の扶養親族等のみからなる
- (3)令和6年度住民税が課税となる所得があるのに未申告である方を含む
- (4)租税条約による免除の適用の届出によって住民税が課されていない者を含む

以下に該当することも加算分（2万円/1人）は、申請が必要です。

- ・基準日の翌日（令和6年12月14日）以降に生まれた児童
- ・扶養している児童が別世帯に世帯主として住民登録している場合（例）子どもが学生寮に入っている等

## 申請期限：令和7年6月2日（月）消印有効

※申請期限内に申請が無い場合や、申請の不備が解消されない場合は、本給付金を支給できません。ご注意ください。

お問い合わせ先 受付時間：平日午前9時～午後5時

コールセンター  
☎0120-367-531

窓口：区民会議室B  
文京シビックセンター5階

